

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年6月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200172号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録がない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社において請求期間に厚生年金保険の被保険者であった2名の同僚の回答及び回答に添付された賞与明細書等の資料により、同社は請求期間において、当該同僚2名に対し賞与を支給し、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳等の資料を所持しておらず、請求者が請求期間の賞与の振込先であったとするB銀行(現在は、C銀行)は、請求期間に係る預金取引明細は、保存期限経過のため提供できない旨陳述していることから、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は平成24年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の請求期間当時の代表取締役及び吸収合併先であるD社の事業主は、請求期間に係る資料が残っていない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。